

II 資格認定委員会規約

本規約は、日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）子ども健康相談士資格認定規定規則Ⅰの3.の2）に基づいて定めるものである。

1.目的

資格認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、資格認定のための審査及びその他の業務を行う。

2.委員

認定委員会は若干名の委員をもって構成する。

1) 理事の参加

認定委員会は本学会理事2名以上を含んで構成される。

2) 任命

(1) 委員

委員は、原則として子ども健康相談士資格を有する者で、理事会が推薦し理事長が任命する。

(2) 委員長

委員長は理事の中から、理事長が委嘱する。

(3) 任期

委員及び委員長の任期は3年とし、再任を妨げない。

3.業務

認定委員会は、本規約の目的を達成するために以下の業務を行う。

1) 認定関係諸規定の審議

円滑かつ実効性ある資格認定作業を進めるため、必要な関係諸規定を審議し、その改廃を理事会の承認をもって行う。

2) 研修履歴の認定

本学会が開催する夏季セミナー等以外の他機関等が主催する研修会を受講したことにより資格申請を行う場合は、研修内容を審査し、認定する。

認定要件は、研修資料、研修内容、研修時間等により総合的に判断する。

3) 子ども健康相談士資格の認定・更新等の審議

(1) 資格認定申請のあった会員については、これを審査する。

(2) 資格更新申請のあった有資格者については、これを審査する。

(3) 有資格者に疑義が生じた場合は、これを審議し、登録抹消等の必要な処置を決定する。

4) 理事会への報告

認定委員会委員長は、資格認定にかかる審議結果を理事会に報告する。

5) 登録

(1) 名簿登録

認定委員会は、認定証が交付された者を子ども健康相談士資格者名簿に登録し、これを公表する。

(2) 抹消

認定委員会は、認定を受けた者に不正な行為が認められた場合、その認定を取り消し、登録を抹消する。

「不正な行為」とは、申請手続きにおける不正と、業務遂行における当該資格保持者として不適切な行為をいう。

(3) 失効

認定委員会は、本学会会員を退会した者、及び資格更新を行わなかった者の登録を抹消する。

6) その他

認定作業を行う上で委員会が必要と認めるその他の業務を行う。

4. 守秘

資格認定の業務に従事する者は、公正にその職務を遂行し、その職責に応じた守秘義務を負う。

5. 規定の改定

本規約の改定は認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

6. 附則

本規定は 2018 年（平成 30 年）3 月 4 日より実施する。